

J A M 政策NEWS

2024年7月8日 第2024-14号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

使用者が一同に会する労使会議 独占禁止法上のカルテルには当たらず

村田 享子参議院議員 参議院経済産業委員会で回答を引き出す

JAMの業種別部会より「労使会議で、使用者側が集まることが、独占禁止法上の不当な取引制限（以下、カルテル）に該当するのではないか。との懸念がある。公正取引委員会の見解を教えて欲しい。」との要望がありました。

この要望を受け、村田享子参議院議員が6月13日、参議院経済産業委員会にて独占禁止法上の解釈について質問を行い、独占禁止法上のカルテルには当たらないという回答を引き出しました。

6月13日 参議院経済産業委員会での質疑応答



村田 享子
参議院議員

業種別の労使会議の前後に、使用者側のみが集まって会議を開く場合があります。こうした会議を開くことは製品価格の引上げに関するカルテルとして問題になりますか？

使用者が一同を会したとしても、そのみで独占禁止法上のカルテルには当たりません。

公正取引委員会
政府参考人



村田 享子
参議院議員

労働組合の価格転嫁要求を受け入れた結果として、製品価格の引き上げ額が他社と一致してしまった場合、カルテルに該当しますか？

労使交渉の結果を踏まえて各社が自社の製品価格を引き上げることは、他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束したものでなければ、独占禁止法上のカルテルにはなりません。

公正取引委員会
政府参考人

今回の質問を踏まえて、公正取引委員会のQ&AにJAMからの質問が反映されました。

よくある質問コーナー(独占禁止法)

https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html



※Q21に詳細が記載されていますのでご確認ください